

男女共同参画用語の中で、よく耳にする用語を集めました。
皆さんはいくつご存知でしたか？

「男女共同参画社会」

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」です。

「男女共同参画社会基本法」

男女共同参画の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方、「賛成」は40.6%と過去最少の割合となりました。

「反対」は54.3%となり、こちらは過去最多とはなりませんでしたが、歴代2番目に高い数値となりました。

(男女共同参画社会に関する世論踏査)

「男女共同参画週間」

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間、「男女共同参画週間」を設けています。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事などを全国的に実施しています。

「固定的性別役割分担」

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言います。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補佐の業務」等は固定的な考えにより、男性・女性の役割を決めている例です。



「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」

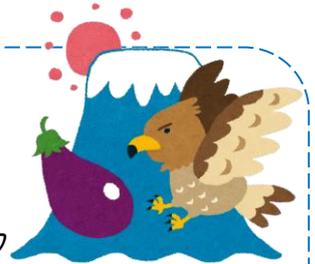
固定的な男女の役割分担意識や経緯から

- ・営業職に女性はほとんどいない
 - ・課長以上の管理職は男性が大半を占めている
- などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

「クォーター制

（割当制）

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の1つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。



「ダイバーシティ」

ダイバーシティ（多様性）とは、個々の「違い」を受け入れ、認め、活かしていくことです。人間は人種や性別、年齢、身体障害の有無などの外見的な違いだけでなく、宗教や価値観、社会的背景、生き方、考え方、性格、態度、嗜好など、内面も違ってきます。

「ジェンダーエンパワーメント指数（GEM）」

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数です。

HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。なお、2010年からGEMに代わり「ジェンダー不平等指数（GII）」が発表されています。

「ジェンダー」

人間には生まれついて生物的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（「社会的性別」）と言います。

「ジェンダー・ギャップ指数」

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されるものです。

具体的には、労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、新生児の男女比率、健康寿命、

国会議員に占める比率、閣僚比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出しています。

世界155カ国中26位（2014年）



世界144カ国中111位（2016年）

「ジェンダー不平等指数」

国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするものです。

妊産婦死亡率、15歳～19歳の女性1,000人当たりの出生率、国会議員の女性の割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）、労働力率（男女別）の5指標から構成されています。



平成 28 年度男の料理教室を開催しました！

名張市内の男性(料理初心者の方)を対象として、平成 19 年度より開催している男の料理教室を、今年度も開催致しました。

名張市食生活改善推進員の皆様にご協力いただき、10月から12月まで月1回の3回連続講座で、それぞれ洋食・和食・中華料理を作りました。



第1回 洋食
メイン：鮭の△ニエル



第2回 和食
メイン：豚肉の生姜焼き



第3回 中華料理
メイン：八宝菜



参加者の皆様から「参加してよかった」と言っていたいただき、「家で料理をするようになった」、「料理の楽しさが少し分かってきた」、「今後も開催してほしい」といった感想をいただきました。

食生活改善推進員の皆様、ご参加いただいた皆様、本当に有難うございました！

男女共同参画の取組

男女共同参画週間（6月23日～29日）
男女共同参画について考える日（毎月22日）



女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）

平成28年度 DV 防止研修会
（11月25日）



男女共同参画推進
審議会の様子



名張市男女共同参画推進フォーラム2016

講演 松浦 信男 氏
イクボスが企業を成長させる
～中小企業社長のイクボスの取組について～

パネルディスカッション
男女が働きやすい環境づくり
～女性の活躍推進～ワークライフバランスの実現に向けて

2017年
1月14日(土) 13:30～16:00
(会場 3000)

名張市武道交流館いそいき 多目的ホール

入場無料

2016年 11月12日～25日

主催 名張市 後援 名張市議会 協賛 名張市商工会 名張市観光協会 名張市健康福祉センター 名張市生涯学習センター 名張市スポーツセンター 名張市文化センター 名張市公民館 名張市図書館 名張市生涯学習センター 名張市生涯学習センター 名張市生涯学習センター

名張市男女共同参画推進
フォーラム2016



2017年 2月の相談日程

名張市男女共同参画センター

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
					女性弁護士 による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00	
				女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00
5	6	7	8	9	10	11
休	休			男性のための相談 19:00~21:00		
			女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	
12	13	14	15	16	17	18
休	休	人権相談 13:30~16:00		メンタルヘルス相談 10:00~12:00 要予約・面談相談		
				女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00
19	20	21	22	23	24	25
休	休	人権相談 13:30~16:00				
			女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	
26	27	28				
休	休	メンタルヘルス相談 13:00~16:00 要予約・面談相談				

●予約 63-5336

●相談直通電話 63-5347



名張市男女共同参画センター相談窓口

女性のための相談	毎月 第1・第3・第5 木・金・土曜日	午後2時~7時	電話相談可 予約優先
	第2・第4 水・木・金曜日		
女性弁護士による 法律相談	毎月 第1 金曜日	午前10時~正午	要予約 面談
		午後1時~3時	
男性のための相談	毎月 第2 木曜日	午後7時~9時	電話相談可 予約優先
メンタルヘルス相談 (男女共)	毎月 第3 木曜日	午前10時~正午	要予約 面談
	第4 火曜日	午後1時~4時	

新年あけましておめでとうございます

本年もよろしくお願いたします

名張市男女共同参画センターでは、各種無料相談を行っています。秘密厳守です。ひとりで悩まないで相談してください。



名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央
5番町19番地
Nabarie2 階
名張市市民情報交流センター内



Tel 0595-63-5336

Fax 0595-63-5326

e-mail danjo-center@emachi-nabari.jp

<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。